

消 防 消 第 85 号
消 防 災 第 48 号
令 和 7 年 4 月 1 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁消防・救急課長
消防庁国民保護・防災部防災課長
（ 公 印 省 略 ）

ドローンによる消防防災力の強化に向けた取り組みについて（通知）

消防庁では、令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震の教訓を踏まえた今後の対応について、「令和 6 年能登半島地震の教訓を踏まえた今後の消防防災分野における推進事項について」（令和 6 年 7 月 12 日付け消防庁次長通知）を発出し、消防防災力の強化に向けて様々な取組を推進しているところであり、災害対策の手段としてドローンの活用を推進しています。

消防防災分野におけるドローンの活用については、ドローンを安全かつ効果的に運用できるよう、全国の消防本部や地方公共団体の防災部局等に対し、アドバイザー派遣制度等によりドローンの運用方策に係る助言や操縦者の育成を展開しているところです。

また、消防本部や地方公共団体の防災部局が整備する災害対応ドローンに関して緊急防災・減災事業債の対象とされており、令和 7 年度からは消防職員の一等無人航空機操縦者技能証明（夜間・目視外の限定変更）の取得に要する経費について、新たに特別交付税措置が講じられているところです。

消防本部や地方公共団体の防災部局においては、下記を参考に、地域の実情に応じ、ドローンによる消防防災力の強化に向けた取組を進めていただくことが重要です。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知するとともに、適切に助言していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 ドローン活用人材の育成

令和 7 年度より消防防災分野における更なるドローン活用の普及と高度な技能を有する職員の育成等を目指すため、アドバイザーの名称を「ドローン技術指導アドバイザー」に変更することとし、別添のとおり要綱を改正します。（別添参照）

【主な改正内容】

- ・ 名称の変更
- ・ 地方公共団体の防災部局の拡充に伴う一部文言の変更

(1) ドローン技術指導アドバイザーの育成

- ① ドローンの運用に際し指導的立場にある消防職員及び地方公共団体の防災部局職員を対象に、ドローン活用の普及啓発等を行うドローン技術指導アドバイザーを育成するための研修を実施します。
- ② アドバイザー（消防職員に限る）を対象に更なるスキルアップのため、一等無人航空機操縦士の資格取得支援を実施します。

(2) ドローン技術指導アドバイザー派遣制度

ドローン技術指導アドバイザーが全国の消防本部や地方公共団体の防災部局等に対し、ドローンの運用方策に係る助言及び操縦者の育成を展開します。

2 地方財政措置（緊急防災・減災事業債）

(1) 消防本部が整備する災害対応ドローン（水中ドローン含む）

消防本部が整備する災害対応ドローンについては、緊急防災・減災事業債の対象とされています。対象となるドローンの要件については、「消防本部における災害対応ドローンの更なる活用推進について」（令和4年3月31日付け消防消第99号消防庁消防・救急課長通知）、「消防本部における水中ドローンの整備推進について」（令和5年3月27日付け消防消第116号消防庁消防・救急課長通知）をご参照ください。

(2) 地方公共団体の防災部局が整備する災害対応ドローン（物資輸送用ドローン含む）

地方公共団体の防災部局が整備する災害対応ドローンについては、緊急防災・減災事業債の対象とされています。対象となるドローンの要件等については、「地方公共団体の防災部局が整備する災害対応ドローンの活用について」（令和6年4月1日付け消防第70号消防庁国民保護・防災課長通知）により示していたところですが、今般、内容に一部変更がありましたので、今後は、別添1及び別添2をご参照ください。

(3) 整備されるドローンと一体的に機能を発揮するドローン格納庫の取扱い

(1)又は(2)を踏まえて整備されるドローンと一体不可分的な機能を有するドローン格納庫を整備する場合、当該ドローン格納庫の整備についても、緊急防災・減災事業債の対象とされています。

3 地方財政措置（特別交付税）

令和7年度より、消防職員の一等無人航空機操縦者技能証明（夜間・目視外の限定変更）の取得に要する経費について特別交付税措置（措置率0.5）の対象となります。

【消防担当】

消防・救急課警防係

高木補佐、鈴木係長、小関事務官

TEL：03-5253-7522

【防災部局担当】

国民保護・防災部防災課震災対策係

木村（聖）専門官、木村（将）係長、三原事務官

TEL：03-5253-7525

ドローン技術指導アドバイザー派遣等要綱

（目的）

第1条 消防防災分野における無人航空機（以下「ドローン」という。）の有効活用を積極的に支援するため、ドローン技術指導アドバイザー制度を設け、ドローン技術指導アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の派遣等に当たり、必要な事項を定めるものとする。

（アドバイザーの任務）

第2条 アドバイザーは、消防防災分野におけるドローンの有効活用を推進するための具体的な方策に関する助言、情報の提供等を行うものとする。

2 前項の助言、情報の提供等の内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 消防防災分野におけるドローンの活用事例、運用等に関すること
- (2) 消防防災分野におけるドローンの最新の動向、教育訓練に関すること
- (3) ドローンに関する法令
- (4) その他、消防庁が適当と認めるもの

（アドバイザーの選任）

第3条 消防庁は、次の各号のいずれかに該当する者を、アドバイザーに選任する。

- (1) 消防庁が実施する研修を修了した者
- (2) (1)に定める者のほか、消防防災分野におけるドローンの運用に関する豊富な知識及び経験を有していると認められる者

2 アドバイザーの任期は、委嘱した日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

3 アドバイザーは、任期中に限りアドバイザーと称することができ、これ以外の場合にあっては、アドバイザーと称してはならない。

（アドバイザーの派遣等の対象団体）

第4条 アドバイザーの派遣等の対象団体は、都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合又は協議会等（以下「派遣等対象団体」という。）とする。

（アドバイザーの派遣等手続き）

第5条 派遣等対象団体は、アドバイザーの派遣等を希望するときは、別紙様式1により必要事項を明らかにして、都道府県にあっては直接、市町村、一部事務組合、広域連合又は協議会にあっては都道府県を経由して、消防庁に派遣等の調整を依頼するものとする。

第6条 消防庁は、派遣等対象団体からアドバイザーの派遣等の調整の依頼があったときは、当該依頼内容に適切に応じることのできるアドバイザーを選定し、別紙様式2により必要事項を明らかにして、アドバイザーの所

属消防本部等に派遣等を依頼するものとする。

第7条 派遣等対象団体は、アドバイザーの派遣等を受けたときは、別紙様式3により必要事項を明らかにして、都道府県にあっては直接、市町村、一部事務組合、広域連合又は協議会にあっては都道府県を経由して消防庁に報告するものとする。

(アドバイザーの守秘義務)

第8条 アドバイザーは、第2条第1項に定める業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(アドバイザーの派遣旅費)

第9条 アドバイザーの派遣に要した旅費は、消防庁が負担する。ただし、派遣等対象団体及びアドバイザーの所属団体又はアドバイザーとの協議により、異なる取扱いを行うこととすることを妨げない。

2 アドバイザーが所属する消防本部等において派遣等対象団体による視察の受入に要した経費は、派遣等対象団体が負担するものとする。

(アドバイザーの解任)

第10条 消防庁は、アドバイザーが次の各号の一に該当することとなったときは、アドバイザーを解任することができる。

- (1) 任務の遂行を怠ったと認められるとき。
- (2) 業務上知り得た秘密を漏らしたと認められるとき。
- (3) 心身の故障のため任務の遂行に支障をきたすと認められるとき。
- (4) その他本事業の目的又は内容から逸脱した行為を行ったと認められるとき。
- (5) 本人から解任の申し出があったとき。

(報告)

第11条 消防庁は、アドバイザーの活動状況について、報告を求めることができる。

(その他)

第12条 アドバイザーの派遣等に関する庶務は、消防庁において処理する。

2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、消防庁が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月14日から施行するものとする。

この要綱は、令和5年4月1日から施行するものとする。

この要綱は、令和7年4月1日から施行するものとする。

年 月 日

消防庁消防・救急課長 殿 (消防関係)
消防庁国民保護・防災課長 殿 (防災部局関係)

※該当する関係課長を宛先にしてください

(都道府県名)

(申請団体)

ドローン技術指導アドバイザー派遣等調整依頼書

1 希望する内容

(1) 内容

- ☐ アドバイザーの派遣
☐ アドバイザーの所属する団体等への視察の受入れ

(2) 概要

- ☐ 座学のみ ()
☐ 実技のみ ()
☐ 座学及び実技 ()

2 希望する日時

年 月 日 () 時 分 から 時 分まで

3 希望する場所

4 希望するアドバイザーの所属及び氏名 (希望無い場合は空欄)

5 参加予定者

計 名

6 使用資機材

7 ドローン使用に伴う保険適用の有無 (6でドローンを使用する場合)

8 特記事項

※具体的な内容が分かる資料を添付すること (事業名、スケジュール、実施内容等)

担当所属及び担当者 :

連絡先 TEL :

E-mail :

消防消第 号
年 月 日

様

消防庁消防・救急課長 (消防関係)
消防庁国民保護・防災課長 (防災部局関係)
(公印省略)

ドローン技術指導アドバイザーの派遣等について (依頼)

ドローン技術指導アドバイザー派遣等要綱に基づき、(派遣等対象団体名) から別紙のとおりドローン技術指導アドバイザーの派遣等の調整依頼を受け、貴所属の職員について派遣等を依頼するアドバイザーに選定しました。

つきましては、下記のとおりアドバイザー派遣等に関し特段の御配慮を頂きますようお願いいたします。

なお、派遣に要した旅費は、消防庁が負担します。

記

1 派遣等を依頼するアドバイザーの氏名

2 派遣等を依頼する内容

(1) 内容

- ☐ アドバイザーの派遣
- ☐ アドバイザーの所属する団体等への視察の受入れ

(2) 概要

- ☐ 座学のみ ()
- ☐ 実技のみ ()
- ☐ 座学及び実技 ()

(3) 日時

年 月 日 () 時 分 から 時 分まで

(4) 場所

3 その他

別紙のとおり

年 月 日

消防庁消防・救急課長 殿 (消防関係)
消防庁国民保護・防災課長 殿 (防災部局関係)

※該当する関係課長を宛先にしてください

(都道府県名)

(申請団体)

ドローン技術指導アドバイザー派遣等結果報告書

1 派遣等を受けた内容

(1) 内容

- ☐ アドバイザーの派遣
- ☐ アドバイザーの所属する団体等への視察の受入れ

(2) 概要

- ☐ 座学のみ ()
- ☐ 実技のみ ()
- ☐ 座学及び実技 ()

2 派遣等を受けた日時

年 月 日 () 時 分 から 時 分まで

3 派遣等を受けた場所

4 派遣等を受けたアドバイザーの所属及び氏名

5 参加者の所属及び人数

計 名

6 感想、意見等

7 特記事項

※アドバイザーの派遣等を受けた後、1月以内に報告すること。

担当所属及び担当者：

連絡先 TEL：

E-mail：

地方公共団体の防災部局における災害対応ドローンに係る地方財政措置について

1 地方財政措置及びその対象となるドローンの要件

地方公共団体の防災部局が整備・管理・運用する災害対応ドローンについては、次の(1)及び(2)の要件を満たし、かつ、(3)又は(4)のいずれかを満たす場合に、緊急防災・減災事業債の対象とされています。

なお、整備されるドローンと一体不可分的な機能を有するドローン格納庫を整備する場合、当該ドローン格納庫の整備についても、緊急防災・減災事業債の対象とされています。

(1) 次の用途に供すものであること。

- ・物資輸送
- ・その他、被害状況の把握や住民等への情報伝達など地方公共団体の防災部局が実施する災害応急対策に係る用途

(2) 地方公共団体の防災部局が整備・管理・運用するものであること。

なお、災害発生時においては、防災部局の差配の下、各種災害応急対策を実施する他の部局が運用することは差し支えない。また、平時において、防災部局の整備・管理の上、当該他の部局が実施する平時の施策に活用することも差し支えない。

(3) 物資輸送を用途とする場合は物資の搬送機能を備えること。

また、「消防本部における災害対応ドローンの更なる活用の推進について(通知)」(令和4年3月31日付け消防庁消防・救急課長通知)の1(1)「必須要件」及び1(2)「任意で付加する機能」を必要に応じて満たすこと。

(4) 物資輸送以外の用途とする場合は、「消防本部における災害対応ドローンの更なる活用の推進について(通知)」(令和4年3月31日付け消防庁消防・救急課長通知)の1(1)「必須要件」及び1(2)「任意で付加する機能」を必要に応じて満たすこと。

2 その他

ドローンの調達には、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」(令和2年9月14日付け関係省庁申合せ)において規定された調達手続を考慮した手続により行うこととし、機微情報漏洩はもとより、操縦不能や乗っ取り等による業務への支障等が生じないよう努めていただきますようお願いいたします。

(3) 地方公共団体災害対応ドローンの整備・運用事業計画の提出

全国各地で頻発する災害の発生に備え、各地方公共団体の防災部局が整備・管理・運用する災害対応ドローンの整備や人材育成に係る計画(別添2)を消防庁国民保護・防災部防災課に提出し、1に示す要件を満たすことの確認が取れたものについて、緊急防災・減災事業債の対象とします。

なお、防災課の同計画の確認には1か月程度を要することから、各地方公共団体におかれては、総務省への起債届出・協議等を踏まえ、期間に余裕をもって提出していただきますよう留意願います。

詳細は、毎年度別途通知する予定の「緊急防災・減災事業債における地方公共団体の防災部局が整備する災害対応ドローンに係る事業の取扱いについて」をご参照ください。

※「地方公共団体の防災部局が整備する災害対応ドローンの活用について」(令和6年4月1日付け消防第70号消防庁国民保護・防災課長通知)からの主な変更内容は次のとおり

- ・別添1:ドローン格納庫の整備について追記
- ・別添2:「地方公共団体災害対応ドローン整備・運用事業計画」の様式改正
(ドローン格納庫についての整備予定に関する項目の追加)

消防庁国民保護・防災部防災課 宛

都道府県	市区町村
〇〇県	□□市

緊急防災・減災事業債における災害対応のために整備する災害対応ドローンについて、下記のとおり整備・運用事業計画を提出します。

1. 目標
- 計画的にドローンを整備するほか、運用する職員の育成・訓練を行い、災害時、迅速かつ機動的に物資輸送や住民への避難情報の伝達、被害状況の把握などを実施することで、住民の生命・身体を守ることに寄与する。
2. 計画の範囲
- 市の防災部局におけるドローンの整備、運用する職員の育成・訓練及び運用の方法に関すること。
- ※ ●●市防災部局以外の部局及び●●市以外の者が所有するドローンは除く。
3. 他計画等との関係
- (※ 位置付けがあれば記載し、該当部分の写しを添付すること)
- 市地域防災計画や●●市災害対応マニュアル等に当該ドローンの整備・運用に関することを位置付けている。

4. ドローン・ドローン格納庫の整備予定

(1) ドローンの整備予定

※ 必要に応じ適宜行を追加すること

No.	都道府県	市町村	メーカー 機種	台数	機能と使用目的				所有・ 管理部局	整備予定 時期	事業費(千円)	財源	
						物資輸送	情報伝達	情報収集					その他
1	●●県	●●市	PRDRONE PD6B-Type3	1	備える機能	○		○	～～の機能	防災部局	R7.12	5,000	緊急防災・減災 事業債
					主たる使用 目的	○			○				
2					備える機能					防災部局			
					主たる使用 目的								
3					備える機能					防災部局			
					主たる使用 目的								

(2) ドローン格納庫の整備予定

※ 必要に応じ適宜行を追加すること

No.	都道府県	市町村	メーカー 機種	台数	機能と使用目的		所有・ 管理部局	整備予定 時期	事業費(千円)	財源
1	●●県	●●市	△△△ □□□□	1	備える機能	～～の機能	防災部局	R7.12	5,000	緊急防災・減災 事業債
2					備える機能		防災部局			
3					備える機能		防災部局			

5. 災害時の運用
- 【発災時の具体的なドローンの運用体制・方法を示す資料を別に添付すること】
- ☐ 防災部局が操縦する。
- ☐ 防災部局が差配し、他の部局が操縦する。
- ☐ (ドローン格納庫の整備に緊急防災・減災事業債を活用する場合) 当該ドローン格納庫は、4 (1)のドローンと一体不可分な機能を有する
- ☐ その他 →具体的に記載⇒ ()
6. 運用する職員の育成
- (※ 該当する項目にチェックの上、適宜記載を修正すること) 【複数回答可】
- ☐ 民間資格又は民間団体等が開催する研修等を危機対策課職員●人が受講予定。(取得予定の資格又は研修等の名称：)
- ☐ 国家資格 (●等) をすでに取得
- ☐ 操縦技術の練度を高めるために年●回操縦訓練を実施しており、次年度以降も継続実施。
- ☐ 操縦職員が所属異動しても、災害時に速やかにドローン操縦に従事できるよう体制を構築する。
- ☐ 消防庁が開催するドローン技術指導アドバイザー育成研修について、危機対策課職員●人が受講予定。
- ※ドローン技術指導アドバイザー育成研修を受講するためには別に照会する要望調査で申込みが必要であり、応募状況により必ずしも受講できるとは限りません。
- ☐ アドバイザー派遣制度を活用し、災害対策課職員●人、●●課職員●人が受講予定。
- ☐ その他 →具体的に記載⇒ ()
7. ドローンを活用した防災訓練等
- (※ 該当する項目にチェックの上、適宜記載を修正す
- ☐ 例年実施している●●町総合防災訓練でドローンによる被害状況の把握を想定した訓練メニューを実施。
- ☐ ▲▲自主防災組織の訓練でドローンのデモを行い、▲▲地域が孤立した場合の物資輸送について周知する。
- ☐ その他 →具体的に記載⇒ ()